

光市省エネ家電購入支援補助金交付要綱

令和6年4月10日

光市告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の脱炭素化を推進するとともに、エネルギー価格及び物価の高騰対策として、エネルギー消費性能の優れた家電への買い替えによるエネルギー利用の合理化促進を図り、もって市民生活を支援するため、光市省エネ家電購入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金は、次に掲げる省エネ性能を有する家電（以下「対象家電」という。）への買い替えを行う者に対し、その費用の一部について交付する。

- (1) エアコン（J I S C 9 9 0 1（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるものに限る。）
- (2) 電気冷蔵庫（J I S C 9 9 0 1（目標年度2021年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるものに限る。）

2 対象家電は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新品（未使用）であるもの
- (2) 令和6年4月25日から令和7年2月28日までに購入したもの
- (3) 市内に所在する店舗又は事業所において購入したもの

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、光市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、この補助金及び光市省エネ家電購入支援補助金交付要綱（令和5年光市告示第77号）による補助金の

交付の決定を受けていないこと。

(3) 市税を完納している者であること。

(4) 補助金の申請を行おうとする対象家電の購入費について、市から他の補助制度により補助を受けていないこと。

(5) 購入後、6年以上経過したエアコン又は電気冷蔵庫を買い替える者で、本人又は本人と同一世帯に属するものが、令和6年4月25日から令和7年2月28日までの間に、買い替え前の家電を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適正に処理していること。

(6) 購入した対象家電を市内の自らが居住する住宅に設置すること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象家電の購入費（附属品、設置、配送等に係る経費及び既設の機器の処分に係る経費を除き、消費税及び地方消費税の額を含まない。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の4分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）で、50,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネ家電購入支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

(1) 住民票（世帯全員）の写し（当該申請の日前1月以内に発行されたものに限る。）

(2) 市税の完納証明書（当該申請の日前1月以内に発行されたものに限る。）

(3) 対象家電を購入した際のレシート又は領収書の写し（購入日、購入店

舗名、型番等の記載があるものに限る。)

(4) 対象家電の製造者が発行した当該対象家電に係る保証書の写し

(5) 対象家電への買い替え前の家電の処理に係る家電リサイクル券の写し
(排出者氏名、お問合せ管理票番号及びリサイクル品目の記載があるもの
に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、省エネ家電購入支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、省エネ家電購入支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、第5条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、省エネ家電購入支援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命じるものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けた対象家電を適正に使用し、当該交付決定の日から起算して6年間、補助金の交付の目的に反して使用し、返品し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

(1) 天災等による破損等、交付決定者の責めに帰すべき事由以外により対象家電を処分するとき。

(2) 交付決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月10日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示に基づき交付決定がなされた補助金については、この告示は、

同日後もなおその効力を有する。